



第4号様式（第3条第1項関係）

指令第117号の12

一般廃棄物（収集運搬業、~~処分業~~）許可証

住所 千葉県山武市松尾町広根1967番地1

氏名 株式会社 新栄産業

代表取締役 押尾 茂

（法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名）

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条（第1項・~~第6項~~）の許可を受けた者であることを証する。

富里市長 五十嵐 博文



許可の年月日 令和7年4月15日

許可の有効年月日 令和9年4月14日

- 1 許可番号 第42号
- 2 許可の区分 収集運搬業
- 3 事業の範囲 し尿を除く一般廃棄物
- 4 営業の区域 富里市内全域
- 5 許可の更新又は変更の状況
令和5年4月15日 許可更新
令和7年4月15日 許可更新
- 6 許可条件
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を厳守すること。
 - (2) 市内事業者より排出される一般廃棄物に限る。
 - (3) 市内の家庭から一時的に多量排出される一般廃棄物に限る。
 - (4) 業務に使用する車体の両側面に許可を受けた者の氏名又は商号（法人にあっては法人名）、許可番号及び「一般廃棄物収集運搬車」と表示すること。